

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十年九月三十日

目

次

岐阜県の人事行政の運営等の状況

(人 事 謹)

ページ
一

岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岐阜県条例第8号）第6条の規定により、岐阜県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成20年9月30日

岐阜県知事 古 田 翁

一 人事行政の運営の状況

1 任用の状況

(1) 採用の状況

平成19年度に「各任命権者において人事委員会へ採用試験実施を依頼した職種」及び「各任命権者において選考を実施した職種（例：技能労務職、任期付職員、看護師、獣医師等）」についての採用状況です。（ただし、採用者数については、人事交流等により、合格後他の任命権者に配属された者も、試験実施依頼または選考を実施した任命権者欄に記載しています。）

任命権者	試験・区分名	職種・科目等	受験者数	合格者数	採用者数
知事	民間企業等職務経験者	建築	4	2	2
	大学卒程度	行政	329	49	38
		行政（福祉）	32	2	2
		土木	29	6	6
		建築	9	2	2
	資格免許職	薬剤師	16	4	4
		臨床検査技師	28	4	2
		診療放射線技師	28	4	3
		臨床工学技士	6	2	2
		栄養士	17	1	1
	短大・高校卒程度	事務	52	6	3
	身障対象	行政	7	2	2
		事務	3	1	0
	修士課程修了 (試験研究機関 研究員)	化学	12	2	2
	獣医師	—	5	4	3
	保育士	—	3	1	1
	保健師	—	8	3	1
	看護師	—	134	133	101
	助産師	—	5	5	5
	理学療法士	—	11	3	3
	視能訓練士	—	3	1	1
	歯科技工士	—	13	1	1
	育休任期付職員	農業普及指導員	4	3	2
		保健師	1	1	1
		作業療法士	1	1	1
		歯科衛生士	2	2	1
		栄養士	4	3	2
		臨床検査技師	1	0	0

任命権者	試験・区分名	職種・科目等	受験者数	合格者数	採用者数
知 事	県立看護大学教員 (教授)	—	1	1	1
	県立看護大学教員 (講師)	—	2	2	2
	県立看護大学教員 (助教)	—	4	4	4
産業労働 部長	国際情報科学芸術アカデミー 教員(助教)	—	1	1	1
林政 部長	森林文化アカデミー教員 (特定任期付職員)	—	1	1	1
教育 委員会	教員採用選考	小学校	740	192	184
		中学校	556	93	89
		高等学校	664	87	82
		特別支援学校	163	47	43
		養護教諭	144	10	8
		実習助手	38	16	15
	資格免許職	司書	58	3	1
		学芸員	30	1	1
	市町村立小中学校 事務職員	—	108	13	11
	市町村立小中学校 栄養職員	—	36	2	2
	任期付採用職員	小学校	19	17	17
		中学校	3	2	2
	技能労務職	図書整理員	19	1	1
警察 本部長	警察官	警察官A(男性)	696	155	123
		警察官A(女性)	139	4	4
		警察官B(男性)	267	54	49
		警察官B(女性)	66	3	3
	大学卒程度	警察行政	92	15	9
		電気	7	1	1
	短大・高校卒程度	警察事務	41	8	7
	少年補導職員	—	20	2	2
	実科指導員	—	1	1	1
	通訳	—	8	1	1

(注) 警察官A→大学を卒業した方(見込みを含む。)を対象とした試験

警察官B→上記Aの学歴以外の方を対象とした試験

(2) 昇任の状況

- 平成20年4月1日付け（平成19年度途中を含む。）で昇任した職員数です。
- 各任命権者別に集計しています。

区分	知事	議会	選挙管理委員会	教育委員会	監査委員	警察本部	人事委員会	国際園芸アカデミー	森林文化アカデミー	国際情報科学芸術アカデミー
行政職・医療職	部長級への昇任	8								
	次長級への昇任	23			2					
	課長級への昇任	100	1		9		6			
	課長補佐級への昇任	172	2		21	2	16			
	係長級への昇任	239	1	1	29	2	11	1		
	主任級への昇任	133		1	29		8		1	
職長等への昇任										
公安職	警視への昇任						20			
	警部への昇任						28			
	警部補への昇任						72			
	巡査部長への昇任						97			
教育職	学長への昇任									
	教授等への昇任									1
	助教授への昇任									
	講師への昇任	3								
	校長への昇任				110					
	教頭への昇任				131					

(3) 職員数の状況

- 任命権者別職員数の状況と主な増員理由です。

(各年4月1日現在)

区分	職員数			主な増減理由
	平成19年 人	平成20年 人	増減数 人	
知事	6,392	6,265	△ 127	組織改正、事務の見直しによる減員
議会	30	30	0	
選挙管理委員会	4	4	0	
教育委員会	16,969	16,710	△ 259	生徒数減に伴う教員配置の見直しによる減員
監査委員	27	25	△ 2	事務の見直しによる減員
警察本部	3,858	3,882	24	警察官の計画的な増員
人事委員会	13	13	0	
国際園芸アカデミー	25	25	0	
森林文化アカデミー	28	27	△ 1	事務の見直しによる減員
国際情報科学芸術アカデミー	10	10	0	
合計	27,356	26,991	△ 365	

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 給与の状況**(1) 総括****① 人件費の状況（普通会計決算見込額）**

平成19年度普通会計決算見込額における県の歳出額やそれに占める人件費の割合は次のとおりです。

なお、この人件費には一般行政部門の職員、小・中・高の教員、警察官等の給料、諸手当、退職手当などの他、知事、議員等の特別職の給料・報酬などを含んでいます。

区分	住民基本台帳 人口（19年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)18年度 人件費率
19年度	人 2,095,484	千円 754,578,077	千円 6,266,666	千円 250,437,225	% 33.2	% 32.2

② 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成20年度普通会計当初予算に計上された給与費の内訳と職員数は次のとおりです。職員手当には、退職手当は含まれておりません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	人 26,569	千円 114,840,728	千円 20,133,830	千円 47,132,015	千円 182,106,573	千円 6,854

③ 特記事項

岐阜県の厳しい財政状況等を考慮し、特別職の報酬等に対し次のとおり削減を行っております。

区分	措置内容	措置期間
知事	月額6万円を減額	平成21年3月31日まで
副知事	月額5万円を減額	平成21年3月31日まで
議長	月額6万円を減額	平成21年3月31日まで
副議長	月額5万円を減額	平成21年3月31日まで
議員	月額5万円を減額	平成21年3月31日まで

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

給 料		職員手当	
一般行政職	341,349円	63,162円	404,511円(42.1歳)
技能労務職	327,084円	35,325円	362,409円(50.8歳)
高等(専修) 学校教育職	398,379円	56,356円	454,735円(44.2歳)
小・中学校 教育職	389,156円	51,823円	440,979円(43.3歳)
警察職	342,763円	109,800円	452,563円(40.2歳)

② 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区分	岐阜県		国
	初任給	初任給	
一般行政職	大学卒	178,800円	172,200円
	高校卒	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	144,500円	—
	中学卒	135,600円	—
高等学校教育職	大学卒	199,700円	—
小・中学校教育職	大学卒	199,700円	—
警察職	大学卒	200,800円	192,300円
	高校卒	168,400円	161,500円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成20年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	269,701円	321,284円
	高校卒	214,720円	268,738円
技能労務職	高校卒	202,000円	260,100円
	中学卒	—円	—円
高等(専修) 学校教育職	大学卒	322,235円	374,678円
	高校卒	(11年) 241,904円	298,480円
小・中学校 教育職	大学卒	314,392円	368,499円
	高校卒	—円	—円
警察職	大学卒	287,873円	341,815円
	高校卒	255,762円	294,318円

(注) 表頭の経験年数に該当する職員がない場合は、未掲載又は近似の階層の職員の平均給料月額を記載しています。()内の数字が経験年数です。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

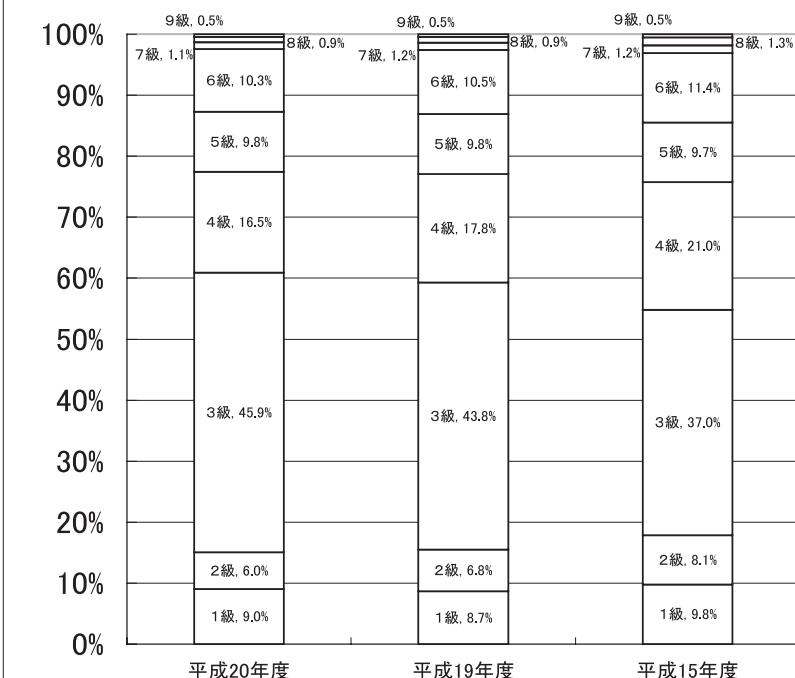
① 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	本庁部長	人 24	% 0.5
8級	本庁次長	人 48	% 0.9
7級	困難な本庁課長	人 56	% 1.1
6級	本庁課長等	人 547	% 10.3
5級	困難な課長補佐	人 521	% 9.8
4級	課長補佐等	人 876	% 16.5
3級	主査等	人 2,431	% 45.9
2級	主事又は技師	人 320	% 6.0
1級	主事又は技師	人 478	% 9.0

(注) 1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

級別職員構成比



(注) 平成18年度に級区分を11級制から9級制に見直したため、平成15年度の級区分は平成18年度以降の級区分相当級に対応させたものです。

② 昇給の状況

この表は平成19年度の昇給について、昇給号給数毎の職員数を示しています。

なお、平成19年度の昇給は昇給号給数4号給を標準として行いました。

区分		合計	一般行政職	技能労務職	高等(専修)学校教育職	小・中学校教育職	警察職
19年度	職員数 (A)	人 24,572	人 5,411	人 377	人 4,400	人 10,950	人 3,434
	昇給に係る職員数 (B)	人 21,686	人 4,594	人 362	人 3,931	人 9,821	人 2,978
	号給数別内訳	1号給 2号給 3号給 4号給 5号給 6号給 7号給 8号給	278 1,422 1,002 15,722 15 1,300 1,153 794	62 235 218 3,272 9 329 276 193	2 137 4 190 1 7 2 19	43 376 179 2,825 0 171 227 110	64 499 478 7,417 0 581 577 205
	比率 B/A	% 88.3	% 84.9	% 96.0	% 89.3	% 89.7	% 86.7

(注) 職員数は平成19年4月1日現在の職員数です。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当は毎年6月と12月に支給され、期末手当は在職期間に応じ、勤勉手当は勤務成績に応じて支給されます。期末手当・勤勉手当の平均支給額、支給内容は次のとおりです。

岐 阜 県		国	
1人当たり平均支給額(19年度) 1,829千円		—	
(20年度支給割合)	期末手当 一般職員 管理・監督職員 再任用職員	勤勉手当 1.50月分 1.90月分 0.75月分	(20年度支給割合) 期末手当 一般職員 管理・監督職員 再任用職員
	3.0月分 2.6月分 1.6月分	1.50月分 1.90月分 0.75月分	3.0月分 2.6月分 1.6月分
(加算措置の状況)	役職加算 管理加算	5%～20% 15%、25%	(加算措置の状況) 役職加算 管理加算
			5%～20% 10%～25%

(注) 1 管理・監督職員とは部次長級の職員をいいます。

2 加算措置は、職制上の段階や職務の級等により基礎額に対し加算されます。

② 退職手当（平成20年4月1日現在）

退職手当は、退職時の給料月額に勤続期間及び退職理由に応じた支給率を乗じて計算された額に職責等に応じた調整額を加算したものが支給されます。

退職手当の支給率、1人当たりの平均支給額は次のとおりです。

岐 阜 県		
(支給率)	自己都合	定年・勧奨
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

○その他の加算措置
定年前早期退職特例措置(2~20%)
職責等に応じた調整額加算措置(月0~50,000円、60月分)
(1人当たり平均支給額)

自己都合：728千円 定年・勧奨：27,511千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成20年4月1日現在）

地域手当は、民間における地域の賃金等を考慮し、人事委員会規則で定める地域区分に応じ支給されます。

地域手当は、給料・扶養手当・管理職手当の合計額に、勤務する地域区分の支給率を乗じた額を支給します。

地域手当の支給実績、一人当たりの平均支給月額、支給対象地域は次のとおりです。

支給実績(20年4月)	133,911千円		
支給職員1人当たり平均支給月額(20年4月)	10,605円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京	16%	26人	16%
大阪	13%	1人	13%
名古屋等	12%	10人	12%
滋賀等	7%	1人	7%
三重等	4%	1人	4%
小牧等	3%	3人	3%
富山等	2.5%	1人	3%
岐阜・大垣・多治見・美濃加茂等	2.5%	12,330人	3%

④ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康、困難な業務に従事したときに支給されます。

特殊勤務手当の支給額は次のとおりです。

支給実績(20年4月)	92,274千円
支給職員1人当たり平均支給月額(20年4月)	8,761円
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年4月)	39.0%
手当の種類(手当数)	27種類

⑤ 時間外勤務手当

時間外勤務手当は正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、現に勤務した職員に対して支給される手当です。

支給実績 (20年4月)	345,305千円
支給職員1人当たり平均支給月額 (20年4月)	43,676円
支給実績 (19年4月)	343,595千円
支給職員1人当たり平均支給月額 (19年4月)	42,283円

⑥ その他の手当 (平成20年4月1日現在)

上記以外のその他の手当には次のものがあり、各手当の支給実績は下記表のとおりです。

手当名	支給実績 (20年4月)	支給職員1人当たり 平均支給月額 (平成20年4月)
扶養手当	275,828千円	21,399円
住居手当	125,431千円	9,917円
初任給調整手当	52,359千円	209,437円
通勤手当	205,733千円	8,959円
単身赴任手当	22,288千円	25,916円
管理職手当	141,810千円	61,791円
特地勤務手当	861千円	31,901円
へき地手当	18,729千円	34,114円
定時制通信教育手当	8,082千円	40,412円
産業教育手当	17,913千円	36,482円
義務教育等教員特別手当	220,401千円	14,613円
農林漁業普及指導手当	3,931千円	26,386円
宿日直手当	44,145千円	19,975円
管理職員特別勤務手当	397千円	19,850円
夜間勤務手当	29,936千円	12,647円
休日勤務手当	45,907千円	21,808円
寒冷地手当	149,571千円	13,254円
災害派遣手当等	0千円	0円

(注) 手当のうち、寒冷地手当についてのみ平成19年度の支給実績及び平均支給月額となります。

その他の手当の内容については次のとおりです。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 ・配偶者は月額13,200円 ・その他の扶養親族は月額6,500円 ・16歳から22歳の子には5,000円加算	異なる	配偶者にかかる手当について、国は13,000円を支給。
住居手当	①借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃相当額に応じ月額27,000円まで支給。 ②自宅に係る手当 月額3,000円 ③単身赴任手当受給者の留守宅に係る手当	異なる	自宅にかかる手当について、国は新築等の日から5年を経過するまでの間、月額2,500円を支給。岐阜県

	留守家族の居住する自宅の世帯主である職員 月額 1,500円 留守家族の居住する借家・借間の家賃を負担する職員 ①の1/2の額		は月額3,000円を支給(支給期限なし)。
初任給調整手当	専門的知識を必要とする職員の採用を容易にするため新たに採用された職員に支給。 ①医師又は歯科医師の職である職員で、採用の日から35年以内の期間にあるもの ・勤務地域に応じて支給 1種 52,500円～268,500円 2種 47,500円～216,000円 3種 37,500円～159,100円 4種 26,500円～100,100円（参考：岐阜市は2種） ②①に掲げる職以外の職のうち、特殊な専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職員で、採用の日から5年以内の期間にあるもの。 ・上限2,500円	同じ	
通勤手当	通勤のために要する費用を直接負担している職員に対して支給。 ①交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで ②自動車等使用者 2km以上（片道）の使用者に対して距離に応じ月額2,900円から月額34,900円まで ③新幹線・高速道路等利用者 異動により通勤困難となった職員に対して特急料金または高速料金の1/2相当額を月額20,000円を限度として加算	異なる	自動車等使用者の自動車等の使用距離区分（国は5km毎、岐阜県は2km毎）及びその手当額。
単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転しやむを得ず配偶者と別居することとなり、当該異動等直前の住居から通勤することが困難であるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給される。 ・基礎額 23,000円 ・加算額 職員の住居と配偶者等の住居との交通距離が100km以上である職員に対して、交通距離の区分に応じ加算する	同じ	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。本手当が支給される職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給されない。 ・給料表、級、区分に応じた定額 行政職 40,400円～128,900円	同じ	
特地勤務手当	生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。 ・（給料月額+扶養手当の月額）×支給率（4～25%）	同じ	
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に支給。 ・（給料月額+扶養手当の月額）×支給率（8～25%）		
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程を置く高等学校の教職員に対し支給。 ・給料月額×支給割合（10%、管理職については8%）		
産業教育手当	農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教員で、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として		

	担任する職員に支給。 ・給料月額×支給率 (6%~10%)		
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校及び特別支援学校の小・中学部に勤務する教育職員に支給。 ・給料表、職務の級、号給等別に定められた額 (5,000円~20,200円)		
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に支給。 ・給料月額×8%		
宿日直手当	正規の勤務時間が割り振られている時間以外の時間又は休日等において、本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対し支給。 ①管理当直（庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務） ・通常勤務 1回につき 4,200円 ②業務当直（学生等の生活指導又は生活の介助等のための当直勤務等） ・通常勤務 1回につき 2,550円~7,200円	同じ	
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給される職員が臨時又は緊急その他の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給。 ・勤務 1回につき 4,000円~12,000円	同じ	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、当該勤務した時間に対して支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×100分の25×勤務時間数	同じ	
休日勤務手当	休日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務した職員に対し支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×100分の135×勤務時間数	同じ	
寒冷地手当	一定の寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に対し支給。 ・7,360円~26,380円	同じ	
災害派遣手当等	災害対策基本法に規定する応急対策又は災害復旧のために県に派遣された者が、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要する場合等に支給される。 ・期間中1日につき 3,970円~6,620円		

(5) 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

知事等の特別職の報酬等については、(1)の③で前述のとおり減額措置を講じており、下記は減額後の報酬等です。

区分		給料 月額 等	
給料	知事 副知事	1,280,000円 1,010,000円	
報酬	議長 副議長 議員	960,000円 870,000円 800,000円	
期末手当	知事 副知事	(20年度支給割合) 4.45月分	
期末手当	議長 副議長 議員	(20年度支給割合) 4.45月分	
退職手当	知事 副知事	(算定方式) 給料月額×在職月数×100分の70 給料月額×在職月数×100分の50	(支給時期) 任期毎

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- 平成20年4月1日現在における職員（病院看護師等の交替制勤務職員、学校教員、警察官等を除く一般の事務職員）の勤務時間その他の勤務条件の概要です。

(1) 勤務時間

(1) 週休日及び勤務時間の割振り

①勤務時間

1週間当たり（週平均）40時間、1日8時間

8：30～17：15

※ 県庁及び岐阜市内の一部の現地機関では時差出勤を実施しており、約半数の職員の勤務時間が
9：30～18：15となっています。

②休憩時間

12：15～13：00

（＊）休憩時間は、職務専念義務から完全に解放される自由な時間で、その間の給与は支給されません。

③週休日

日曜日及び土曜日

（＊）週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいいます。

(2) 休日

①休日

国民の祝日に関する法律に規定する祝日 及び 12月29日～1月3日まで

（＊）休日とは、正規の勤務時間が割り振られているが、原則職務専念義務が免除される日をいいます。

(2) 休暇

(1) 休暇の種類

休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

(2) 年次休暇

①意義及び性格

利用目的のいかんにかかわらず保証される有給休暇

②付与日数

1年（1暦年）ごとに20日（20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越し可）

（＊）年の中途における新規採用職員等の付与日数は、その年の在職期間に応じて定められます。

(3) 病気休暇

①意義及び性格

負傷又は疾病のために勤務できない職員に対し、医師の証明書等に基づき、治療に専念させる目的で勤務しないことが相当と認められる場合の有給休暇

②付与期間

○公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合

その療養に必要と認められる期間

○結核性疾患の場合

1年の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

○妊娠に起因する疾病的場合

6月の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

○前3号に掲げる場合以外の負傷又は疾病的場合

90日の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

(4) 特別休暇

①意義及び性格

職員が私生活上ないし社会生活上の事由により勤務しないことが道義上、社会慣習上真にやむを得ないと認められる場合の有給休暇

②代表的な特別休暇と付与期間

○結婚の場合	7日以内
○出産の場合	産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）・産後8週間以内
○子の看護の場合	1年に5日以内
○親族の死亡の場合	配偶者：10日以内、父母：7日以内、子：5日以内 等
○夏期休暇	7月から9月の間に原則連続する4日（1日ごとに分割取得も可）
○骨髓提供の場合	その都度必要と認める日又は時間
○ボランティア参加の場合	1年に5日以内
○官公署へ出頭の場合	その都度必要と認める時間

(5) 介護休暇

①意義及び性格

負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等の介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の無給休暇

②付与期間

連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(6) 組合休暇

①意義及び性格

職員団体の執行機関、議決機関等の構成員として当該機関の業務に従事する場合の無給休暇

②付与期間

1暦年において30日以内

(3) 育児休業等

(1) 育児休業

①意義及び性格

3歳に満たない子を養育する職員に対し、その身分を保有したまま、職務に従事せず育児に専念できる制度です。給料は支給されません。

②取得可能期間

当該育児休業に係る子が3歳に達する日まで

(2) 部分休業

①意義及び性格

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対し、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認めることにより、仕事と育児の両立を図る制度です。休業時間中給料は支給されません。

②取得可能期間及び時間

期間：部分休業により養育しようとする子が小学校就学の始期に達するまで

時間：勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲

(3) 育児短時間勤務

①意義及び性格

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備を図るため、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する一般職の職員(非常勤職員等は対象とならない。)が、③の勤務形態により勤務することが認められる制度です。給料は勤務時間に応じて減額されます。

②取得可能期間

期間：育児短時間勤務により養育しようとする子が小学校就学の始期に達するまで

③勤務形態（4種類）

- ・月～金に各4時間（週20時間）
- ・月～金に各5時間（週25時間）
- ・月～金のうちの3日を各8時間（週24時間）
- ・月～金のうちの2日を各8時間+1日を4時間（週20時間）

(4) 修学部分休業

①意義及び性格

大学等での修学のため、公務の運営に支障がなく、職員の公務に関する能力の向上に資する場合に認められる制度です。

②取得可能期間及び時間

期間：2年以内

時間：勤務時間の半分まで（週20時間以内）

4 分限及び懲戒処分の状況

平成19年4月から平成20年3月までの間に、分限及び懲戒処分を受けた職員数、処分の内容等について集計を行いました。

(1) 分限処分

①処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合（地方公務員法（以下「法」）第28条第1項第1号）						
心身の故障の場合（法第28条第1項第2号及び第2項第1号）			248		248	
職に必要な適格性を欠く場合（法第28条第1項第3号）		1			1	
職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第28条第1項第4号）						
刑事事件に関し起訴された場合（法第28条第2項第2号）						
条例に定める事由による場合（法第27条第2項）						
合 計		1	248		249	
法第28条第4項により失職した者						

②休職者数

(単位：人)

区分	当該年度中に新たな処分又は期間更新が行われ、休職状態にあった者の実数	当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にあった者の実数	合計
心身の故障の場合（法第28条第2項第1号）	115	4	119
刑事事件に関し起訴された場合（法第28条第2項第2号）			
条例で定める事由による場合（法第27条第2項）			
合 計	115	4	119

(2) 懲戒処分

①処分事由別懲戒処分者数 (単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	8	3	4	2	17	171
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合(法第29条第1項第2号)	5	1			6	50
全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	1		1	3	5	12
合 計	14	4	5	5	28	233

②行為別懲戒処分者数 (単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
給与・任用関係						
一般服務違反関係	4	3	2		9	31
一般非行関係	1		1	2	4	2
収賄等関係						
道交法違反	7	1	2	3	13	167
管理・監督責任	2				2	33
合 計	14	4	5	5	28	233

※知事部局、教育委員会及び公安委員会等を合わせて集計しています。

※同一の者が複数回にわたって分限処分または懲戒処分に付された場合は、その数を重複して集計しています。

※休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして集計しています。

5 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の労働者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、4(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員（県費負担教職員）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、市町村教育委員会がその服務を監督すると定められています。

さらに、岐阜県職員服務規程、岐阜県職員倫理規程及び岐阜県職員倫理憲章を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を定めるとともに、職員の職務に利害関係がある事業者及び個人との接触に当たっての禁止事項等を定めています。

なお、教育委員会、警察本部においても同様の規程を制定しています。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 任命権者別の研修の概要

平成19年度の任命権者別の研修の概要は次のとおりです。

知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、国際園芸アカデミー、森林文化アカデミー、国際情報科学芸術アカデミー

地方自治大学校研修

職員研修機関である地方自治大学校が実施する幅広い研修

民間委託研修

情報化研修等全職員を対象に特定の能力開発を図るために、民間企業等に委託して実施する研修

所属機関研修

部局研修

部局における業務に関連した高度で専門的な知識・技能の習得や、効率的・能率的な業務処理の向上等を図るために、各部局で実施する研修

職場研修

各職場における業務の遂行過程を通して、職務上必要な知識、技能等の習得や県職員としての資質形成等を図るために、職員が勤務している職場内において実施する研修

共同研修

他県市の職員との交流を図りながら幅広い知識・技能等を習得するため、他県市の研修機関や(財)岐阜県市町村職員研修センターと地方自治大学校が共同して実施する研修

派遣研修

国、民間企業、大学院、海外等に派遣して、幅広い能力開発を図るための研修

教育委員会

総合教育センター研修

職員研修機関である総合教育センターが実施する幅広い研修（経験年数や職務に応じた研修、専門研修等）

派遣研修

独立行政法人教員研修センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、民間企業、海外教育機関等に派遣して、資質や専門性の向上を図る研修

校内研修

各学校が学校の中で抱えているそれぞれの課題に対応した内容で独自のカリキュラムを策定して実施する研修

警察本部

学校教養

岐阜県警察学校、管区警察学校、警察大学校その他の教育機関において行う教養訓練

職場教養

警察職員が職務を執行しながら修得すべき内容について、日常的に職場において行う教養訓練

(2) 研修・教育機関における研修の実施状況

平成19年度の研修・教育機関における研修の実施状況は次のとおりです。

岐阜県地方自治大学校

課程	講座数	修了者数
昇任前研修(各階層への昇任希望者を対象とした研修)	4	572
階層別新任研修(各階層への昇任時等に実施する研修)	7	865
能力開発研修(能力の開発向上を目指した研修)	15	891
特別研修(講師養成等の研修)	18	1,081

岐阜県総合教育センター

課程	講座数	修了者数
経験年数に応じた講座	29	1,678
職務に応じた講座	12	490
専門研修(専門性を高める講座、情報教育関連講座、体験学習関連講座)	123	2,382
特別講座(講演会、フォーラム等)	3	278

岐阜県警察学校等

実施機関	課程	修了者数
岐阜県警察学校	初任科	150
	初任補修科	135
	巡査部長任用科	27
	警部補任用科	16
	部門別任用科	68
	専科	599
	一般職員初任科	9
管区警察学校	巡査部長任用科	116
	警部補任用科	60
	警部任用科	11
	専科	41
	主任任用科	5
	係長任用科	13
	警部任用科	20
警察大学校	専科	33
	指定職種任用科	6
	教官養成科	5
	術科指導者養成科	-
	研究科	3
	警察運営科	13
	課長補佐任用科	10
特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	1
	捜査幹部養成科	1
国際警察センター	捜査実務研修科	2
	語学研修科	11
財務捜査研修センター	財務捜査研修科	1

(3) 勤務成績の評定

知事部局においては、地方公務員法第40条第1項（勤務成績の評定）の規定に基づき、「岐阜県職員勤務評定実施要綱」を制定。職員の勤務評定を昭和47年から実施しています。教育委員会、公安委員会においても実施要綱を制定し、知事部局とほぼ同様の勤務評定をそれぞれ実施しています。

勤務評定の概要

○評定基準日 每年10月1日

○被評定者 知事部局及び労働委員会の事務局に常時勤務する課長補佐級以下の職員

○評定者 所属ごとに評定者を区分

【例】本庁課（主任・主任技師級）の場合
第一次評定者 担当総括
最終評定者 課長

○評定区分 職員を職区分ごとに分類して評定（「課長補佐相当職、主査相当職、主任相当職、課長補佐・主査・主任以外の職、技能職員等」5区分に分類）

○評定基準 それぞれの職区分ごとに必要とされる要素を設定

【例】課長補佐級の評定要素
・県政の方針の理解度
・実績（「課題の解決」「指示事項や主体的な取組事項に対する達成度」「経営感覚・業務改善」「スピード」「正確性」「計画性・合理性」）
・能力（「統率力・指導力」「情報収集・折衝力」「企画力・立案力」「判断力」）
・態度（「積極性」「責任感」）

7 福祉及び利益の保護の状況について

(1) 公務災害の認定状況

公務に起因する災害及び通勤災害について、平成19年度において以下のとおり認定しました。
なお、補償については、職員は地方公務員災害補償基金が行い、条例職員(県議会議員、その他
の非常勤職員)については、県が行っています。

単位:人

区分	職員	条例職員
知事	27	4
議会	0	0
選挙管理委員会	0	0
教育委員会	98	0
監査委員	0	0
警察本部	116	0
人事委員会	0	0
国際園芸アカデミー	0	0
森林文化アカデミー	0	0
国際情報科学芸術アカデミー	0	0
合 計	241	4

(2) 健康管理事業の実施状況

労働安全衛生法に基づき職員(非常勤職員を含む)の定期健康診断を実施するとともに、結核予防法に基づく健康診断及び法令に定める特殊業務(有害要因を取り扱う業務等)に従事する職員に
対して所定の健康診断を実施しました。

なお、平成5年度から、30歳以上の希望職員に対して人間ドックを定期健康診断に位置づけて実
施しています。

単位:人

区分	一般定期 健康診断	人間ドック	結核精密 健康診断	特殊業務従事 者健康診断
知事	3,187	3,875	8	1,496
議会	8	22	0	0
選挙管理委員会	1	3	0	0
教育委員会	1,776	4,518	1	0
監査委員	7	20	0	0
警察本部	1,477	2,333	0	1,386
人事委員会	4	8	0	1
国際園芸アカデミー	4	7	0	0
森林文化アカデミー	15	13	0	0
国際情報科学芸術アカデミー	2	8	0	0
合 計	6,481	10,807	9	2,883

(3) 恩給及び退隠料支出の状況

昭和37年の共済組合制度発足前に退職した職員及び遺族に対して、恩給(国任命職員)及び退
隠料(県任命職員)を支給しました。

単位:人

区分	恩給	恩給 扶助料	退隠料	退隠料 遺族扶助料
知事	3	48	3	14
教育委員会	74	230	5	9
警察本部	52	174	0	0
合 計	129	452	8	23

(4) 利益の保護の状況

職員の利益については、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分についての不服
申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求制度は、職員が、勤務条件の改善を図るため、適当な措
置が執られるよう、人事委員会に対して要求できる制度です。

なお、実際に職員から措置要求があった場合、人事委員会はその内容を審査し、必要
な勧告を行うほか、あっせん等により問題の解決を図ります。

不利益処分に関する不服申立て

不利益処分に関する不服申立て制度は、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な
処分を受けた場合に、人事委員会に対してその処分の是正を要求できる制度です。

なお、実際に職員から不服申立てがあった場合、人事委員会はその内容を審査し、処
分の修正、取消し、あるいは、承認を行います。

1 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 給与に関する報告及び勧告 (平成19年10月)

① 給与勧告の骨子

・公民較差の状況

- ・月例給 民間従業員の給与が県職員の給与を1人当たり平均261円(0.07%)上回った。
- ・特別給 民間従業員の特別給は所定内給与の4.5月分に相当し、職員の特別給を0.05月分上回った。

・給与改定

- ・月例給 初任給を中心に若年層に限定して給料表を改定
- ・期末・勤勉手当 支給月数を0.05月分引き上げ、4.5月分とする。
- ・給与構造改革に伴う給与改定(平成20年4月から実施)
 - ・扶養手当 子等に係る手当額(6,000円)を500円引き上げ、6,500円とする。
 - ・地域手当 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの暫定支給割合を改定
(例:県内3%支給地域 現行2%→2.5%)

② 民間給与との比較

月例給

民間給与が職員給与(行政職)を1人当たり平均261円(0.07%)上回っていた。

<調査結果>

民 間 (A)	378,360 円
県 (B)	378,099 円
較差 (A)-(B)	261 円 (0.07%)

特別給

民間のボーナス支給月数(4.50月)は、職員の期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数(4.45月)を0.05月分上回っていた。

<調査結果>

民間の支給割合(A)	4.50 月
職員の支給月数(B)	4.45 月
較差 (A)-(B)	0.05 月

③ 改定内容

給料表

- ・行政職給料表及びその他の給料表について、20歳代を中心とした若年層に限定して引き上げ改定

(例:初任給(行政職大卒程度) 現行176,800円→改定後178,800円(2,000円増))

諸手当

ア 期末手当・勤勉手当 民間の支給割合に見合うように0.05月分引き上げ、4.5月分とする。

イ 扶養手当 国及び県において少子化対策が推進されていることに配慮するとともに、国が平成19年4月に遡及して扶養親族である子等の支給月額を改定することを参考に、子等の支給月額の改定（6,000円→6,500円）を平成20年4月1日から実施。

ウ 地域手当 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の支給割合について、下記のとおり改定。

	平成19年度	平成20年度	完成後
1級地（東京特別区）	14%	16%	18%
2級地（大阪市）	12%	13%	15%
3級地（名古屋市）	12%	12%	12%
6級地（岐阜市・大垣市・美濃加茂市・多治見市）	2%	2.5%	3%

（2）公務運営の改善等に関する報告（平成19年10月）

- ・人材の確保と活用に関すること
- ・勤務環境の整備に関すること
- ・公務員倫理の確立に関すること

2 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況(平成19年度)

試験区分	実施月日(2次試験)	確定年月日	職種	申込者数	受験者数(A)	第1次合格	第2次受験	最終合格者(B)	採用見込数	競争率(A/B)
民間	6/24 (7/27)	8/16	建 築	9 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	若干人	2.0
大学卒程度	6/24 (7/17~8/2)	8/16	行 政	440 (143)	329 (117)	92 (25)	81 (23)	49 (18)	30人程度	6.7
			行政(福祉)	41 (23)	32 (20)	7 (5)	7 (5)	2 (1)	若干人	16.0
			警察 行政	118 (52)	90 (42)	33 (12)	30 (11)	15 (8)	10人程度	6.0
			土 木	42 (4)	29 (2)	13 (2)	12 (2)	6 (0)	5人程度	4.8
			建 築	10 (5)	9 (5)	4 (1)	4 (1)	2 (1)	若干人	4.5
			電 気	8 (2)	7 (2)	4 (0)	3 (0)	1 (0)	若干人	7.0
計				659 (229)	496 (188)	153 (45)	137 (42)	75 (28)	-	6.6
修士修了	6/24 (7/27)	8/16	化 学	23 (8)	12 (5)	6 (1)	5 (1)	2 (1)	若干人	6.0
資格免許職	6/24(7/30,31) 9/23 (10/25,30)	8/16 11/12	薬 剤 師	19 (9)	16 (8)	8 (5)	8 (5)	4 (3)	若干人	4.0
			臨床検査技師	35 (26)	28 (22)	8 (6)	7 (6)	4 (3)	若干人	7.0
			診療放射線技師	30 (9)	28 (9)	7 (2)	6 (1)	4 (0)	若干人	7.0
			臨床工学技士	6 (0)	6 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	若干人	3.0
			司 書	73 (61)	58 (48)	6 (3)	6 (3)	3 (3)	若干人	19.3
			栄 養 士	20 (17)	17 (16)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	若干人	17.0
計				183 (122)	153 (103)	36 (19)	34 (18)	18 (10)	-	8.5
短高卒	9/23 (10/25,29)	11/12	事 務	67 (27)	52 (23)	16 (7)	16 (7)	6 (3)	若干人	8.7
			警察 事務	48 (31)	41 (28)	16 (7)	15 (7)	8 (6)	5人程度	5.1
	計			115 (58)	93 (51)	32 (14)	31 (14)	14 (9)	-	6.6
警察官	5/13 (6/25~7/4)	7/19	警察官A I(男性)	330	224	181	160	57	60人程度	3.9
			警察官A II(男性)	409	285	187	156	71	40人程度	4.0
			警察官A(女性)	136 (136)	89 (89)	16 (16)	12 (12)	3 (3)	若干人	29.7
	9/16 (10/15~17) 9/16 (10/18~24)	11/12	警察官A II(男性)	282	187	122	108	27	35人程度	6.9
			警察官A(女性)	65 (65)	50 (50)	11 (11)	11 (11)	1 (1)	若干人	50.0
			警察官B(男性)	379	267	205	175	54	60人程度	4.9
	計			92 (92)	66 (66)	14 (14)	8 (8)	3 (3)	若干人	22.0
計				1,693 (293)	1,168 (205)	736 (41)	630 (31)	216 (7)	-	5.4
学校栄養	9/23 (10/25)	11/12	学校栄養職員	40 (38)	36 (35)	6 (5)	6 (5)	2 (2)	若干人	18.0
学校事務	9/23 (10/26)		学校事務職員	144 (89)	108 (66)	42 (27)	38 (25)	13 (11)	20人程度	8.3
身障対象	6/24 (7/20)	8/16	行 政	8 (2)	7 (1)	5 (1)	5 (1)	2 (0)	若干人	3.5
少年補導	9/23 (10/29)	11/12	事 務	3 (3)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	若干人	3.0
合 計				31 (13)	20 (11)	9 (5)	8 (5)	2 (2)	若干人	10.0
				2,908 (855)	2,100 (668)	1,029 (160)	898 (144)	347 (71)	-	6.1

注:()内は、女性で内数

(2) 採用選考の状況 (平成19年度)

任命権者 職又は職種	知 事	教 委	警 察	計
部 長 相 当 職	1			1
次 長 相 当 職	1			1
課 長 相 当 職	5 [22]	[18]	1	6 [40]
課 長 補 佐 相 当 職	10 [18]	[34]	1	11 [52]
係 長 相 当 職	18 [23]	1 [8]	1 [1]	20 [32]
主 任 相 当 職	2 [16]	[1]	[2]	2 [19]
主事・技師(7類5の2号、8号及び9号以外)	[6]			[6]
実 科 指 導 員			1	1
獣 医 師	3			3
翻 訳 通 訳 員			1	1
保 育 士	1			1
育 休 任 期 付	7			7
学 芸 員		1		1
警 視			2	2
警 部			5	5
警 部 補			6	6
巡 査 部 長			3	3
巡 査			3	3
計	48 [85]	2 [61]	24 [3]	74 [149]

(注) ・この表には、任用規則第47条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任したものは含まれておりません。
 ・[]内の数字は、異種の職への異動で外数です。

(3) 昇任選考の状況 (平成19年度)

任命権者 職又は職種	知 事	教 委	警 察	計
部 長 相 当 職	7	1		8
次 長 相 当 職	24	1		25
課 長 相 当 職	104	6	6	116
課 長 補 佐 相 当 職				
係 長 相 当 職				
主 任 相 当 職				
主 事 相 当 職				
警 視			19	19
警 部			1	1
警 部 補			4	4
計	135	8	30	173

(注) この表には、任用規則第47条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任したものは含まれておりません。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

	平成18年度末の 係 属 件 数	平成19年度中の 新規要求件数	平成19年度中の 処理件数	平成20年度への 繰 越 件 数
措 置 要 求	1	0	0	1

4 不利益処分についての不服申立ての状況

	平成18年度末の 係 属 件 数	平成19年度中の 新規申立て件数	平成19年度中の 処理件数	平成20年度への 繰 越 件 数
不 服 申立て	1, 918	1	2	1, 917